

## 慶 弔 規 程

### （制定根基）

第1条 当支部税理士会員（以下「会員」という）の慶弔その他に関する取扱いはこの規程の定めるところによる。

### （会員又は会員の配偶者等の死亡）

第2条 会員又は会員の配偶者等が死亡したときは、次の金額の香典等を贈る。  
但し、入会後2年以内の会員については、下記の半額とする。  
なお、会費が未納となっている場合は、香典を減額し又は贈らないことがある。

- 1 会員が死亡したとき
  - （1） 香典 50,000円
  - （2） 支部長名にて弔電及び供花等
- 2 会員の配偶者が死亡したとき
  - （1） 香典 20,000円
  - （2） 支部長名にて弔電及び供花等
- 3 会員と同居の1親等の親族が死亡したとき
  - （1） 香典 10,000円
  - （2） 支部長名にて弔電

### （増額）

第3条 役員又は当支部に功労のあった者が死亡したとき、並びに会員が会務執行中に死亡したときは、香典を増額しうるほか、供物等を供することができる。

### （会員被災の場合）

第4条 会員の事務所または居宅が、火災等により相当の被害を受けたときは、見舞金として金30,000円を贈る。

### （会員の慶事）

第5条 会員が、叙勲・褒章の荣誉に浴したときは、祝意を表するため支部幹事会の議を経て祝金等を贈ることができる。

### **(会員退会の場合)**

**第6条** 当支部に10年以上在籍した会員が退会（死亡退会を除く）した場合は、餞別として金30,000円を贈る。

但し、当支部に功労があった者については、幹事会の議を経てこれを増額することができる。

### **(申出)**

**第7条** 前各条に該当する事案あるときは、会員又はその親族はその旨を支部長に申し出なければならない。

### **(報告)**

**第8条** 前条の申出がない場合といえども、会員がその事実を知ったときは、支部長にこれを報告するものとする。

### **(返礼禁止)**

**第9条** 前各条により香典又は見舞金その他を受けた者は、当支部又は会員に対し金品による返礼をしてはならない。

### **(その他)**

**第10条** 当支部と密接な関係を有する者について、必要があると認められる場合は、支部長及び副支部長が協議の上、会員に準じた取扱いをすることができる。

## **附 則**

- 1 この規程は昭和59年6月16日より施行する。
- 2 この規程の改正は、平成2年6月15日から施行する。(平成2年6月15日)  
第4条 (会員、職員病気の場合) 改正  
第7条 (会員退会の場合) 新設
- 3 この規程の改正は、平成10年6月15日から施行する。(平成10年6月15日)  
第4条 (会員病気の場合) 削除
- 4 この規程の改正は、平成13年12月14日から施行する。(平成13年12月14日)